様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2026年 2月13日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）じぇいえいみついりーすかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 ＪＡ三井リース株式会社  （ふりがな）しんぶ　けいと  （法人の場合）代表者の氏名 新分　敬人  住所　〒104-0061  東京都 中央区 銀座８丁目１３番１号  法人番号　8010701022466  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取り組み | | 公表日 | ①　2025年12月11日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ウェブサイトに掲載  　https://www.jamitsuilease.co.jp/sustainability/dx-strategy.html  　ビジョンとビジネスモデルの方向性 | | 記載内容抜粋 | ①　＜経営ビジョン＞  社会課題を顧客やパートナーと共に解決し、社員の成長を通じ持続可能な社会に貢献する企業グループ  ＜ビジネスモデルの方向性＞  中期経営計画に掲げている以下5つの重点施策を行い、社会・地域・顧客のあらゆる課題解決を通じて持続的成長を実現する。  ①ビジネスモデルの進化  ➁経営基盤の強化  ➂人的資本経営の実現  ④DX戦略の加速  ⑤サステナビリティ経営の深化 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会において承認された新中期経営計画（2025-2027）の方針に基づきDXの取り組みをウェブサイトにて公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取り組み | | 公表日 | ①　2025年12月11日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ウェブサイトに掲載  　https://www.jamitsuilease.co.jp/sustainability/dx-strategy.html  　DX戦略 | | 記載内容抜粋 | ①　①営業DX  ・SFAを活用した科学的営業で営業生産性向上  ・デジタルで顧客接点を強化、顧客への提供価値を最大化  ・デジタルを活用した新規ビジネスの創出  ②業務DX  ・対外交付書類の電子化と業務フローのデジタル化  ・AI実装による業務効率化の推進  ・BPOサービスの受託に向けた体制の整備  ➂経営管理DX  ・迅速な経営データの収集・管理により経営判断を最速化  ・経営判断、議論、検証のプロセスに経営データを組み込む  ●データ活用戦略  営業・顧客接点においては顧客情報や契約情報・収支管理情報を駆使して、勘や経験頼りではない営業スタイルに転換する。また、ポートフォリオ分析やリスクマネジメントに資する経営データについては海外事業やプロジェクト投資等ビジネスが多様化していることから統合的に管理するDWH（データウェアハウス）等の統合データ基盤を整備することで経営管理の高度化に繋げる。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会において承認された新中期経営計画（2025-2027）の方針に基づきDXの取り組みをウェブサイトにて公表 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXへの取り組み  　DX推進体制 | | 記載内容抜粋 | ①　①組織体制  １．DX推進の中核を担う組織として、2025年4月に業務企画部内に「DX推進室」を新設。全社へ展開するために総合企画部、業務企画部、IT企画部の3部門が「DX推進事務局」として、DX戦略の立案および実行をリードする役割を担う。  ２．社長を委員長として、『経営会議』及び『デジタル戦略委員会』にて、DX戦略の企画・推進・DX人材育成・IT環境・システム構築等を決定する体制を構築。  ②人材育成  DX人材育成の為に『DXアカデミー』を新設。  1.目的  DX戦略を実現する為に全社員のデジタルリテラシー向上、DX推進人材の育成を目的とする。  育成プログラムは単なるスキル習得ではなく、社員のマインドセット変革や業務改革の実践力向上を目指す。  2.DX人材定義  レベル毎に基礎・推進・戦略の3つの人材を定義し、ロールとして『ビジネス変革』、『データ活用』、『デジタル技術』として各々の役割を定義。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXへの取り組み  　DX戦略に向けた環境整備 | | 記載内容抜粋 | ①　①レガシーシステムへの対応  長年活用してきたオンプレミス型のITインフラや複雑なシステム間連携、手作業が多く非効率な業務プロセスなどが、業務効率や柔軟な対応力の面で課題となっていた。  これらの状況を改善するため、クラウドサービスへの段階的な移行を進めるとともに、ローコードツール等の活用によって一部業務の迅速なデジタル化を進めている。これにより、柔軟性と拡張性に優れたIT基盤への転換を図り、業務の効率化とスピード向上、さらには変化に強い組織づくりを目指している。  ②デジタルビジネス基盤の整備  新たな事業の創出、業務の効率化・高度化、デジタル活用による顧客接点強化、データ経営・グループガバナンスの高度化を実現するため、ビジネス・業務に貢献する人材の確保とアジリティの高いIT基盤の構築を進めている。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取り組み | | 公表日 | ①　2025年12月11日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ウェブサイトに掲載  　https://www.jamitsuilease.co.jp/sustainability/dx-strategy.html  　DX推進指標 | | 記載内容抜粋 | ①　各DX戦略において2027年度末での到達目標を以下に設定  ・営業DX：SFAの顧客行動データ分析の活用を通じ、商談件数を向上  　　　　　デジタル活用を含む多様なアプローチによる新規事業の創出  ・業務DX：ペーパーレスや社内外の業務効率化を目的に契約書類・請求書の電子化率を向上（電子化率70%）  ・経営管理DX：ポートフォリオ運営におけるアセットクラス・レポート作成の短期化  　　　　　　　統合データ基盤（DWH）の構築完了  ・DX人材育成：全社員DX人材化、200人の推進・戦略人材育成を目指す  ・デジタルインフラ基盤：柔軟性と拡張性に優れたIT基盤への転換 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年12月11日 | | 発信方法 | ①　DXへの取り組み  　当社ウェブサイトに掲載  　https://www.jamitsuilease.co.jp/sustainability/dx-strategy.html  　トップメッセージ | | 発信内容 | ①　私たちＪＡ三井リースグループは、社会・地域・顧客の課題解決を通じて持続的な成長を実現し、金融の枠を超えた新たな価値創造に挑戦し続けます。データとデジタルテクノロジーを駆使し、DXを加速することで、迅速かつ柔軟な意思決定を実現し、革新的なサービスを提供していきます。人的資本経営を基盤に、社員一人ひとりの成長と多様性を尊重し、パートナーと共に、社会に貢献する企業グループを目指します。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年 12月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 金融庁のサイバーセキュリティガイドライン等を参考とし、現状分析含めて随時対応していく。  ・方針  サイバー攻撃等を含む情報セキュリティリスクを認識し、事業活動で用いる情報資産の適切な取り扱いを重要な経営課題ととらえ、これを実践するための計画を策定している。  ・具体的な施策  NISTのセキュリティフレームワークをベースとして、システム環境構築と外部リソースを活用したインシデント対策を実施。  ・教育および意識啓発  セキュリティ関連の教育計画を毎年策定し、グループ全体を対象として教育、訓練等を毎年実施。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。